

## 研究成果報告奨励金規程

平成30(2018)年5月8日 制定  
平成30(2018)年12月1日 理事会改定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本医学物理学会（以下「本会」という）定款第 4 条 2 項の調査研究を促進するために支給する、研究成果報告奨励金について必要事項を定める。

(対象者)

第 2 条 研究成果報告奨励金の支給対象者は、次の大会に参加する者から選定する。

- (1) 日韓医学物理学会合同学術大会 (JKMP)
- (2) World Congress On Medical Physics & Biomedical Engineering (WC)
- (3) Asia-Oceania Congress of Medical Physics (AOCMP)

(条件)

第 3 条 研究成果報告奨励金は、前条に規定する各大会につき、それぞれ以下の条件を満たす者から支給対象者を選定する。

- (1) 日韓医学物理学会合同学術大会 (JKMP)
  - ・本会の正会員または学生会員であること。
  - ・40 歳以下であること。
  - ・過去 2 年以内の研究で、口頭形式では国外未発表の研究を発表すること。
- (2) World Congress On Medical Physics & Biomedical Engineering (WC)
  - ・本会の正会員または学生会員であること。
  - ・40 歳以下であること。
  - ・過去 2 年以内の研究で、口頭形式では国外未発表の研究を発表すること。
  - ・過去に本会から、国際会議旅費援助、研究成果報告奨励金を受けていないこと。
  - ・会議終了後 1 ヶ月以内に「医学物理」誌に会議参加報告を寄稿すること。
- (3) Asia-Oceania Congress of Medical Physics (AOCMP)
  - ・本会の正会員または学生会員であること。
  - ・40 歳以下であること。
  - ・過去 2 年以内の研究で、口頭形式では国外未発表の研究を発表すること。

- ・ 会議終了後 1 ヶ月以内に「医学物理」誌に会議参加報告を寄稿すること。

(支給対象者の決定)

第 4 条 研究成果報告奨励金の支給対象者は、本会の国際交流委員会において決定する。

2 前項の支給対象者の選考にあたり、支給対象者本人、並びにその利害関係者は関与しない。

3 前項の利害関係者とは、支給対象者の直系の親族とする。

(奨励金の金額)

第 5 条 研究成果報告奨励金は、支給対象 1 件につき 5 万円を支給する。

(対象者の公募)

第 6 条 研究成果報告奨励金の支給対象者の公募は、原則として第 3 条に定める大会の開催の都度、本会のホームページを通じて行う。

(補則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程の改正は、理事会の決議により行われる。